第百一条の五第六項中「高年齢雇用継続給付支給申請書を」の下に「事業主を経由して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

第百一条の七第一項中「添えて」の下に「、事業主を経由して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

第百一条の八を次のように改める。

第百一条の八　削除

第百一条の十三第一項中「次項及び第百一条の十五の規定により読み替えて適用される第百一条の八」を「第三項」に改め、「添えて」の下に「、事業主を経由して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

第百一条の十三第五項中「育児休業給付金支給申請書を」の下に「事業主を経由して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

第百一条の十五中「、第百一条の八」及び「、「第百一条の五第一項及び前条第一項の規定」とあるのは「第百一条の十三第一項の規定」と、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書並びに第百一条の五第六項（前条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書及び第百一条の十三第五項の規定による育児休業給付金支給申請書」と」を削る。

第百一条の十九第一項中「添えて」の下に「、事業主を経由して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

第百二条中「、第百一条の八」及び「「第百一条の五第一項及び前条第一項」とあるのは「第百一条の十九第一項」と、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書並びに第百一条の五第六項（前条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による高年齢雇用継続給付支給申請書」とあるのは「介護休業給付金支給申請書」と」を削る。

第百二条の三第一項第二号イ⑷中「労働組合等」を「当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者。以下「労働組合等」という。）」に改める。

様式第十号の二を様式第十号の二の二とし、様式第十号の次に次の一様式を加える。

■様式第10号の2（第14条の2関係）（第1面）　**個人番号変更届**　標準学校 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ■

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

雇用保険被保険者番号

1 0 7 0 1

1. 新個人番号
□□□□□□□□□□□□

2. 変更前個人番号
□□□□□□□□□□□□

3. 被保険者番号
□□□□□－□□□□□□－□

4. 氏名（カタカナ）
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

5. 性別
□（1 男　2 女）

6. 生年月日
□－□□年□□月□□日（2 大正　3 昭和　4 平成）
元号

7. 事業所名［　　］

メモ欄

（この用紙は，この手続で届出をする事業主が，法令に従って，適切に記載してください。）

雇用保険法施行規則第14条の2の規定により上記のとおり雇用保険被保険者の個人番号について届けます。

住　所

事業主　氏　名　　記名押印又は署名　印

電話番号

平成　年　月　日

公共職業安定所長　殿

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		印	

※

備考

所長	次長	課長	係長	係	操作者

9999 29 ■